

○御宿町耕作放棄地解消対策事業補助金交付要綱

平成25年3月18日要綱第1号

御宿町耕作放棄地解消対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御宿町（以下「町」という。）の区域内にある耕作放棄地を耕作可能な農地に解消する事業を行う農業者又は農業者の組織する団体（以下「農業者等」という。）に対して、予算の範囲内において、御宿町補助金等交付規則（平成6年4月28日規則第4号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することにより、耕作放棄地の解消を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耕作放棄地」とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。

2 前項でいう農地とは、御宿町農地台帳において地目が農地として登録され、かつ、農地としての形態を残しているものとする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、耕作放棄地を耕作可能な状態（作付ができる状態をいう。以下同じ。）にまで再生する事業とする。ただし、次の各号に掲げる農地は補助対象から除くものとする。

- (1) 国又は県の補助対象となるもの。
- (2) 過去に国、県又は町の再生補助事業を実施した農地。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受けて、当該地を再度耕作可能な状態にし、かつ、事業を実施する年度から起算して3年以上継続し耕作する町内の農業者等とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、事業に要した費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、事業において耕作

可能にした耕作放棄地の面積 1 アールあたり 5 千円を限度とする。

2 補助金は、耕作可能な状態にした 1 つの農地につき 1 回を限度として交付する。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、事業着手前に、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）により町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第 8 条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「事業対象者」という。）が第 6 条の規定による補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第 3 様式）により町長に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第 9 条 事業対象者は、事業を完了したときは、事業完了報告書（別記第 5 号様式）により、その旨を町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 事業対象者は、事業が完了したときは、補助金実績報告書（別記第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類の審査及び現地調査を行い、事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第 7 号様式）により事業対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 事業対象者は、前条の交付確定通知を受け、補助金の請求をしようとするとき

は、補助金交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の請求があつたときは、関係書類を審査し、当該請求が正当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（監督及び指導）

第14条 町長は、事業の適正を期するため、必要な調査及び設計施工の監督並びに指示を行うことができる。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第15条 町長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- （2） 当該補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他町長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- （3） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正の行為をしたとき。
- （4） 第4条に掲げる年数について、耕作を継続していないと認められたとき。
- （5） 前4号に掲げるほか、この要綱に違反する行為をしたとき。

（財産処分の制限）

第16条 事業対象者は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用又は、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。